平成１８年（排）第２８号

排　除　命　令　書

静岡県富士市船津２１番地の１７
株式会社大機
同代表者　代表取締役　竹　口　弘　一

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社大機は，直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売した「ＣＯＭＳＱＵＩＤ　ＢＬＯＣＫ　ＤＨＴ」と称する大豆イソフラボンを含有するカプセル状の食品（内容物が３００ミリグラムのカプセルが９０粒入ったもの）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１４年９月以降平成１８年７月までの間，同社がインターネット上に開設したホームページ及び当該商品の容器に貼付した商品ラベルにおいて行った，当該食品３粒分に含まれる大豆イソフラボンの量が約１８ミリグラムにすぎないものであるにもかかわらず，あたかも，９０ミリグラム含まれているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該食品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社大機は，今後，「ＣＯＭＳＱＵＩＤ　ＢＬＯＣＫ　ＤＨＴ」と称する大豆イソフラボンを含有するカプセル状の食品又はこれと同種の食品の取引に関し，前項の表示と同様の表示を行うことにより，当該食品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であ

ると示す表示をしてはならない。

3　株式会社大機は,第１項に基づいて行った公示について,速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社大機（以下「大機」という。）は，肩書地に本店を置き，健康食品の通信販売業等を営む事業者である。

2 (1) 大機は，平成１４年９月以降，「ＣＯＭＳＱＵＩＤ　ＢＬＯＣＫ　ＤＨＴ」と称する大豆イソフラボンを含有するカプセル状の食品（内容物が３００ミリグラムのカプセルが９０粒入ったもの。以下「ブロックＤＨＴ」という。）を，直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(2) 大機は，ブロックＤＨＴの容器に貼付した商品ラベルの表示内容を決定するとともに，同社がインターネット上に開設したホームページにおいて，当該食品の広告を行っている。

(3) 大豆イソフラボンは，その化学構造が女性ホルモンであるエストロゲンに似た大豆に含まれる成分であって，エストロゲンと同様の生体作用を発揮するものとされており，内閣府食品安全委員会が安全性について評価を行っている一定量の範囲内において，骨粗しょう症の予防や更年期障害の軽減等に有効であるといわれている。

3　大機は，ブロックＤＨＴを一般消費者に販売するに当たり，当該食品の販売を開始した平成１４年９月以降平成１８年７月までの間

(1) 同社がインターネット上に開設したホームページにおいて，ブロックＤＨＴ等に含まれる成分等を紹介したページ（別添写し１）に，「■大豆イソフラボン　女性ホルモン「エストロゲン」に似たはたらきを持つことで広く知られる成分。女性らしいボディラインや髪や肌をツヤツヤにしてくれるなどの美容効果が期待できる成分です。」と大豆イソフラボンの有効性を記載の上，ブロックＤＨＴの内容を説明したページ（別添写し２）において，「主成分含有量３粒あたり」と記載し，「大豆イソフラボン‥‥‥‥９０ｍｇ」と

(2) ブロックＤＨＴの容器に貼付した商品ラベル（別添写し３）において，「主成分含有量３粒あたり」と記載の上，「大豆イソフラボン‥‥‥‥９０ｍｇ」と

それぞれ記載することにより，あたかも，ブロックＤＨＴ３粒分に含まれる大豆

イソフラボンの量が９０ミリグラムであるかのように示す表示をしていたが，実際には，ブロックＤＨＴ３粒分に含まれる大豆イソフラボンの量は，約１８ミリグラムであり，表示量の２０パーセント程度にすぎないものであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，大機は，ブロックＤＨＴの内容について，不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成１５年法律第４５号）附則第１条ただし書に規定する施行の日前に係る表示にあっては，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり，かかる行為は，同施行の日前に係る表示についてなお従前の例によることとする同法附則第２条の規定により，改正前の景品表示法第４条第１号の規定に，また，同施行の日以後に係る表示にあっては,一般消費者に対し,実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，同施行の日以後に係る表示について改正後の規定を適用することとする同法附則第２条の規定により，景品表示法第４条第１項第１号の規定に，それぞれ違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年１１月１４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生